



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年5月11日火曜日 第1556号

## ◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	511
土地改良事業の工事完了の届出（20件）.....	511
土地改良事業の工事の完了（10件）.....	513
定期種畜検査の実施.....	515
道路の区域変更（県道北条玉川線）.....	515
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	515
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	516
道路の供用開始（ " ）.....	516
開発行為に関する工事の完了.....	517
道路の位置の指定.....	517
<b>公 告</b>	
公文書の公開の実施状況.....	517
個人情報の開示等の実施状況.....	518

毒物劇物取扱者試験の実施.....	518
調理師試験の実施.....	518
製菓衛生師試験の施行.....	519

### 監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	519
------------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称等の変更.....	519
-------------------------	-----

### 雑 報

美容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....	519
-----------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1034号

次のとおり落札者を決定した。  
平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油（免税・JIS K2204 2号） 1リットル当たりの単価 約663,000リットル	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成16年3月25日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町 二丁目9番12号	44,100円	一般競争入札	平成16年2月13日
愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送 毎月567,320部、12回発行	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成16年4月8日	セキ株式会社 愛媛県松山市湊町七 丁目7番地1	36,666,000円	一般競争入札	平成16年2月27日

### ○愛媛県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、丹原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	石経地区	平成14年1月10日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	白坂地区	平成14年2月12日

### ○愛媛県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、川内町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	則之内地区	平成16年3月15日

### ○愛媛県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、丹原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
平成16年5月11日

## ○愛媛県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	北谷地区	平成16年3月10日

## ○愛媛県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、津島町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（区画整理）	鴨田地区	平成16年3月18日

## ○愛媛県告示第1040号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、津島町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	上横上地区	平成16年3月18日

## ○愛媛県告示第1041号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市三芳土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	六反地下地区	平成14年9月26日

## ○愛媛県告示第1042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市周布土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	大道の下地区	平成13年3月20日

## ○愛媛県告示第1043号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	河之内A地区	平成15年3月10日

## ○愛媛県告示第1044号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	福成寺地区	平成13年9月28日

## ○愛媛県告示第1045号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	大野地区	平成16年3月10日

## ○愛媛県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	小向川地区	平成14年3月25日

## ○愛媛県告示第1047号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	小向川地区	平成15年3月20日

## ○愛媛県告示第1048号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市吉岡土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
非補助土地改良事業（農道整備）	上市地区	平成13年6月25日

## ○愛媛県告示第1049号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市楠河土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道舗装）	楠地区	平成12年10月30日

## ○愛媛県告示第1050号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予市楠河土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	舟戸地区	平成12年9月29日

## ○愛媛県告示第1051号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、吉井土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	石田地区	平成16年3月23日

## ○愛媛県告示第1052号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、重信町樋口土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	日吉谷地区	平成16年3月22日

## ○愛媛県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、重信町見奈良土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	柚寿之木地区	平成16年3月22日

## ○愛媛県告示第1054号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、重信町南野田土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	天神地区	平成16年3月22日

## ○愛媛県告示第1055号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
湛水防除事業	北条地区	平成16年3月26日

## ○愛媛県告示第1056号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
水田農業経営確立排水対策特別事業	北条地区	平成16年3月26日

## ○愛媛県告示第1057号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
堰水防除事業	壬生川地区	平成16年3月24日

## ○愛媛県告示第1058号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	万奥地区	平成16年2月11日

## ○愛媛県告示第1059号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業	大下島地区	平成16年2月19日

## ○愛媛県告示第1060号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
広域営農団地農道整備事業	越智西部地区	平成16年3月26日

## ○愛媛県告示第1061号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	逆瀬地区	平成16年3月25日

## ○愛媛県告示第1062号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	山田奥地区	平成16年3月22日

## ○愛媛県告示第1063号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	星ヶ谷地区	平成16年3月24日

## ○愛媛県告示第1064号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	芋根地区	平成16年3月24日

○愛媛県告示第1065号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成16年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は次のとおりである。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査月日	検査時間	検査場所
5月25日	10時30分から12時まで 14時30分から15時30分まで	北宇和郡広見町大字出目奥の畑2531番地2号 全国農業協同組合連合会広見種豚増殖センター 南宇和郡一本松町広見724番地
5月26日	9時30分から11時30分まで 13時30分から14時30分まで	西予市野村町阿下7号156番地 愛媛県畜産試験場 西予市宇和町山田1300番地
5月27日	10時から11時まで	北条市八反地498番地 愛媛大学農学部付属農場
5月28日	9時30分から10時30分まで 11時から12時まで	新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地 西条市玉津下島山甲560番地

○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	北条市庄府字長サコ乙342番地先から 同市庄府字煙場甲501番3まで	旧	メートル 5.0～14.0 10.0～33.2	キロメートル 0.078 0.063	
			新	10.0～33.2	0.063	
"	"	北条市庄府字煙場甲501番3から 同字甲502番3地先まで	旧	4.0～13.2 9.0～27.0	0.286 0.095	
			新	9.0～27.0	0.095	
"	"	北条市庄府字山ノ神甲573番4から 同市庄府字山ノ上甲595番3まで	旧	6.1～11.5 14.8～36.0	0.269 0.080	
			新	14.8～36.0	0.080	
"	"	北条市庄府字山ノ上甲609番8から 同市庄府字北谷乙317番2まで	旧	4.0～13.0 11.0～37.4	0.237 0.212	
			新	11.0～37.4	0.212	
"	"	北条市庄府字北谷乙317番2から 同市庄府字大佐古甲621番6まで	旧	4.0～11.0 11.0～23.8	0.070 0.024	
			新	11.0～23.8	0.024	
"	"	北条市庄府字坂本甲631番2から 同字甲631番2まで	旧	6.9～14.0 11.5～28.4	0.177 0.046	
			新	11.5～28.4	0.046	
"	"	北条市庄府字才龍乙304番36から 同字乙310番2まで	旧	7.5～11.0 13.8～19.0	0.106 0.062	
			新	13.8～19.0	0.062	
"	"	北条市庄府字才良甲638番4から 同市庄府字才龍乙304番34まで	旧	7.5～11.0 12.0～22.2	0.163 0.064	
			新	12.0～22.2	0.064	

○愛媛県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山北条線	北条市客字岩鼻甲295番8から 同字甲296番7まで	旧	メートル 10.8~17.0 14.8~18.0	キロメートル 0.091 0.029	
			新	14.8~18.0	0.029	
"	"	北条市客字岩鼻甲296番7から 同市客字福幸山乙154番5まで	旧	7.4~12.0 12.0~64.0	0.088 0.072	
			新	12.0~64.0	0.072	
"	"	北条市客字福幸山乙154番5から 同市客字宮ノ崎甲352番4まで	旧	5.0~18.4 11.5~40.0	0.647 0.431	
			新	11.5~40.0	0.431	
"	"	北条市西谷字黒土乙237番4から 同市客字永井方甲144番2まで	旧	8.0~22.2 14.5~37.0	0.139 0.065	
			新	14.5~37.0	0.065	
"	"	北条市客字永井方甲144番2から 同字甲150番2まで	旧	6.8~15.4 12.1~52.0	0.097 0.053	
			新	12.1~52.0	0.053	
"	"	北条市客字永井方甲150番2から 同市客字立花甲264番2まで	旧	4.1~13.1 12.1~75.0	0.458 0.388	
			新	12.1~75.0	0.388	

○愛媛県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子双海線	喜多郡内子町城廻613番5から 同町城廻621番まで	旧	メートル 7.0~51.3	キロメートル 0.085	
			新	12.0~51.3	0.084	
"	"	喜多郡内子町城廻624番2から 同町城廻663番4まで	旧	6.3~63.8	0.070	
			新	13.4~63.8	0.069	
"	"	喜多郡内子町河内1066番から 同町河内1151番2まで	旧	3.3~17.2	0.676	
			新	9.6~47.3	0.668	

○愛媛県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町城廻613番5から 同町城廻621番まで	平成16年5月11日

"	"	喜多郡内子町城廻624番2 から 同町城廻663番4 まで	"
"	"	喜多郡内子町河内1066番から 同町河内1151番2 まで	"

○愛媛県告示第1070号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16西局丹土（開）第3号 平成16年4月20日	東予市円海寺33番2及び36番2	東予市明理川137番地 株式会社 アイ・テック 代表取締役 一色昇二

○愛媛県告示第1071号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。  
平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市中曾根町字生吉1674番1

2 申請人の住所氏名

四国中央市三島中央三丁目4番10号

株式会社中央不動産

代表取締役 園部 忠幸

3 図面省略

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成15年度における公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

区 分	請求等の 件 数	処 理 の 状 況				取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	処 理 中	
公開請求	718 ( 8 )	395 ( 5 )	202 ( 3 )	99 ( 0 )	15 ( 0 )	7 ( 0 )
公開申請	37 ( 1 )	21 ( 0 )	6 ( 0 )	10 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
- 2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛県海産物調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。
- 3 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数	
知 事	総 務 部	31	1
	企 画 情 報 部	14	0
	県 民 環 境 部	19	0
	保 健 福 祉 部	165	1
	経 済 労 働 部	9	0
	農 林 水 産 部	50	13
	土 木 部	77	18
	出 納 事 務 局	0	0
議 会	17	0	
公 営 企 業 管 理 者	0	0	
教 育 委 員 会	268	4	
選 挙 管 理 委 員 会	10	0	
人 事 委 員 会	8	0	
監 査 委 員	3	0	
公 安 委 員 会	0	0	
警 察 本 部 長	46	0	
地 方 労 働 委 員 会	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求件数	公開申請件数
保育士試験問題	114	0
県立高校校長の旅行命令簿	76	0
県立高校の安全衛生委員会記録	69	0
教科書採択関係文書	32	1
光センサー選果機導入関係文書	21	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求件数	公開申請件数
(1) 県内に住所を有する者	441	34
(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	219	0
(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者	0	0
(4) 県内の学校に在学する者	0	0
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体	58	3

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位:件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					取下げ
平成14年度からの繰越件数	平成15年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			審理中		
		却 下	棄 却	一 部 認 容			
0	1	0	1	0	0	0	0

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出の件数及び処理の状況  
実績なし

注 不服申出とは、公文書の公開申請に対する決定について、要綱に基づく不服申出をいう。

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成15年度における個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成16年 5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

実 施 機 関	平成15年度未件数
知 事 総 務 部	65
企 画 情 報 部	33
県 民 環 境 部	138
保 健 福 祉 部	460
経 済 労 働 部	68
農 林 水 産 部	203
土 木 部	127
出 納 事 務 局	9
小 計	1,103
議 会	10
公 営 企 業 管 理 者	16
教 育 委 員 会	167
選 挙 管 理 委 員 会	19
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員	5
地 方 労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
合 計	1,342

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

実施機関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況				取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	処 理 中	
知 事	43 (0)	29 (0)	4 (0)	9 (0)	1 (0)	0 (0)
公 営 企 業 管 理 局	29 (0)	22 (0)	5 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	8 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	80 (0)	59 (0)	9 (0)	9 (0)	3 (0)	0 (0)

注1 他の実施機関については、実績なし。

2 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数
知 事 総 務 部	19
県 民 環 境 部	12
保 健 福 祉 部	189
小 計	220
教 育 委 員 会	6,034

人 事 委 員 会	195
合 計	6,449

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

- 3 個人情報の訂正請求の状況  
実績なし
- 4 個人情報の削除請求の状況  
実績なし
- 5 個人情報の取扱いの是正の申出の状況  
実績なし
- 6 個人情報の取扱いの是正の再申出の状況  
実績なし
- 7 不服申立ての状況  
実績なし

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成16年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成16年 5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時  
平成16年 8月5日（木）午前10時
- 2 試験の場所  
松山市真砂町1番地  
愛媛県立松山工業高等学校
- 3 受験願書の提出期間  
平成16年 6月14日（月）から18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先  
請求先 保健所（松山市の区域にあつては、松山中央保健所。以下同じ。）又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課  
提出先 県内に居住する者は、住所地を管轄する保健所、  
県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成16年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成16年 5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時  
平成16年 8月24日（火）13時30分
- 2 試験の場所  
松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校
- 3 受験願書の提出期間  
平成16年 6月29日（火）から7月9日（金）まで。ただ



し、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成16年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成16年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時

平成16年7月15日（木）13時00分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成16年6月7日（月）から6月18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年5月11日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄

同 吉 久 宏

同 柳 澤 正 三

同 西 原 進 平

包括外部監査人眞鍋清の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
北 田 隆	松山市桑原四丁目9番3号	平成16年5月11日から平成17年3月31日まで
木 村 安 寿	大阪府枚方市長尾東町一丁目43番10号	平成16年5月11日から平成17年3月31日まで
畠 山 隆 雄	大阪府富田林市津々山台一丁目1番2-201	平成16年5月11日から平成17年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、愛媛県立伊予三島病院、川之江市立敬寿園、町立宇和病院、町立野村病院、老人保健施設つくし苑、養護老人ホーム三楽園、特別養護老人ホームあけはま荘及び特別養護老人ホーム寿楽苑について、次のとおり名称等の変更があった。

平成16年5月11日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種 類	施設の名称		所 在 地
病院	新	愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684番地の2
	旧	愛媛県立伊予三島病院	
老人ホーム	新	四国中央市立養護老人ホーム敬寿園	四国中央市金田町金川197番地
	旧	川之江市立敬寿園	
病院	新	西予市立宇和病院	新 西予市宇和町卯之町一丁目246番地1
	旧	町立宇和病院	旧 東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目246番地
病院	新	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地
	旧	町立野村病院	
病院	新	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9号47番地3
	旧	老人保健施設つくし苑	
老人ホーム	新	西予市三瓶養護老人ホーム三楽園	新 西予市三瓶町蔵貫浦5番地19
	旧	養護老人ホーム三楽園	旧 西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦5番地11
老人ホーム	新	西予市特別養護老人ホームあけはま荘	西予市明浜町狩浜2番耕地1177番地
	旧	特別養護老人ホームあけはま荘	
老人ホーム	新	西予市特別養護老人ホーム寿楽苑	新 西予市城川町魚成7026番地1
	旧	特別養護老人ホーム寿楽苑	旧 東宇和郡城川町大字魚成7026番地

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第10回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成16年5月11日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田 一郎

## 1 試験期日

- (1) 美容師実技試験 平成16年7月26日(月)または、7月26日(月)から7月27日(火)(受験申込人数により受験日が二日間に及ぶことがある。)
- (2) 理容師実技試験 平成16年8月2日(月)
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成16年9月5日(日)

## 2 試験地

松山市

## 3 試験会場

- (1) 理容師実技試験  
松山市小栗六丁目1番26号  
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (2) 美容師実技試験  
松山市小栗六丁目1番26号  
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (3) 筆記試験  
松山市桑原三丁目2番1号  
松山東雲女子大学 松山東雲短期大学

## 4 試験事項

## (1) 実技試験

## ア 理容師実技試験

- (ア) 理容の基礎的技術
- a カットイング  
メディアム分髪スタイルとする。
- b シェーピング  
ネック・シェーピング、フェイス・シェーピング及び顔面処置を含む。
- c 整髪  
分髪線のある基本整髪とする。

## (イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱

## イ 美容師実技試験

- (ア) 美容の基礎的技術
- a 第1課題 ワインディング  
ノーパート、シンメトリー構成とする。
- b 第2課題 カットイング  
グラデーションボブスタイルとする。

## (イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱

ウ 実技課題の設定条件(試験時間、技術の条件、モデルウィッグの条件、器具・用具の条件)及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布する「受験の手引」を参照すること。

## (2) 筆記試験

## 試験課目

- ア 関係法規・制度
- イ 衛生管理
- (ア) 公衆衛生・環境衛生
- (イ) 感染症
- (ウ) 衛生管理技術
- ウ 理容保健又は美容保健
- (ア) 人体の構造及び機能
- (イ) 皮膚科学
- エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学

## オ 理容理論又は美容理論

## 5 試験の免除

## (1) 理容師国家試験

第9回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第10回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

## (2) 美容師国家試験

第9回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第10回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

## 6 受験資格

## (1) 理容師国家試験

- ア 理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に定める者
- イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第3条に定める者
- ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者

## (2) 美容師国家試験

- ア 美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に定める者
- イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第3条に定める者
- ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者

## 7 受験の手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

## (1) すべての受験者が提出する書類等

## ア 受験願書

イ 写真(提出の日前6か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)

ウ 受験手数料払込金受領証(受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けること。)

エ 受験票(表面に氏名、現住所、受験地を記入したもの。)

オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本

## (2) 6の(1)のア、ウ又は6の(2)のア、ウに該当する者が提出する書類

次のいずれかの書類を提出すること。

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者については、平成16年9月16日(木)までに卒業証明書を提出すること。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とする。

イ 第9回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

## (3) 6の(1)のイ又は6の(2)のイに該当する者が提出する書

## 類

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は第9回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第9回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

## (4) 試験の免除を受ける者が提出する書類

第9回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

## 8 受験に関する書類の提出期間及び提出先

## (1) 提出期間

平成16年6月14日(月)から平成16年6月18日(金)までの午前10時から午後4時まで

## (2) 提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

## (3) 提出方法

受験に関する書類は原則として持参するものとする。

ただし、郵送する場合は「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付すること。

この場合、平成16年6月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (4) 受験に関する書類は、受付後は返却しない。

## (5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めない。

## (6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部へ直接申し出ること。

## 9 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円、筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替(財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。)により納付すること。

この場合において、銀行振込等に要する手数料は受験者の負担とする。

## 10 受験票の交付

(1) 受験に関する書類を持参した場合は、書類の受付の際に交付する。

(2) 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部から受験者あてに受験票に記載された住所へ直接送付する。

## 11 合格者の発表

試験に合格した者の発表は平成16年9月30日(木)午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表する。また合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付する。

## 12 受験の手引等の配布

(1) 受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部まで申し出ること。

配布の期間は平成16年5月10日(月)から平成16年6月11日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとする。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角型2号、縦32ミリメートル、横240ミリメートル)に240円の郵便切手を貼り付けたものと希望する手引きの種類を添えて上記支部まで申し出ること。

配布の期間に限り受け付ける。

## (2) その他の受験に関する書類の常置場所

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県理容生活衛生同業組合

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県美容業生活衛生同業組合

新居浜市若水町二丁目3番44号

社団法人東予理容美容専門学校

松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県理容美容専門学校

松山市馬木町12番地

愛媛県立松山聾学校

宇和島市妙典寺前乙576番地

社団法人宇和島美容学校

## 13 その他詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

電話 (089)924 0804

